

## 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立勿来工業高等学校

〒974-8261

福島県いわき市植田町堂ノ作10番地

電話(0246)63-5135(代表)

### 1 出願

#### 1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めています。

- ① 工業(機械・電気・建築・工業化学)の分野に興味・関心があり、専門的な知識・技術の習得や資格取得に励み、進路実現に意欲的に取り組む生徒
- ② 自発的に課題に挑戦し、目標達成に向けて懸命に努力する生徒
- ③ 部活動や地域のクラブ活動等に意欲的に取り組んできた経験があり、入学後も学業と部活動を両立できる生徒

#### 2 募集定員

募集学科	学級数	定員(人)	特色選抜募集定員枠	一般選抜募集定員枠
機械科(全日制)	1	40	募集定員の10%程度	各学科とも左記の募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数とする。
電気科(全日制)	1	40	募集定員の10%程度	
建築科(全日制)	1	40	募集定員の10%程度	
工業化学科(全日制)	1	40	募集定員の10%程度	

#### 3 出願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に記された中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

#### 4 特色選抜における志願してほしい生徒像(各科共通)

本校では、自立・努力・責任の校訓のもと、地域から愛され地域産業を支える創造性豊かな人材の育成を目指しており、次の①~③のすべてを満たす生徒を求めている。

- ① 工業(機械・電気・建築・工業化学)の分野に興味・関心があり、専門的な知識・技術の習得や資格取得等に意欲的に取り組む者
- ② 自発的に課題に挑戦し、目標達成に向けて懸命に努力する者
- ③ 部活動や地域のクラブ活動等において、県レベル以上の大会への出場経験がある等、他者より秀れた才能や能力を有し、入学後は本校が設置している部活動に3年間継続して意欲的に取り組み、学業と部活動を両立できる者

#### 5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 6 併願の取扱い

特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。ただし、特色選抜の出願は、上記「2 募集定員」の募集学科の一つに限るものとし、第二志望は認めない。

一般選抜の出願については、募集学科間において第二志望までの併願を認める。

## 7 出願期間

出願期間は令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会作成 様式統一1号の1）
- ② 調査書（様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校に問い合わせること。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会作成 様式統一1号の2に、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成 様式統一1号の3に、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

### (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（県教育委員会作成 様式統一1号の1）
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、健康診断書の提出が免除となる場合もあるので、志願者は令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（3ページ）を参照のこと。

- ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会作成 様式統一1号の2に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成 様式統一1号の3に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

### (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

### (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、巻封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。自己申告書受領書（様式共通3号）を交付するので、郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。

郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記「8 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
  - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 11 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願学科及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に、本校交付の前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により本校の特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書（本校所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

### 13 出願の特例措置（県外からの出願）

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「10 県外等からの出願」の(2)を準用する。

## 2 調査書

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に記されたとおり。

## 3 入学者選抜

### 1 選抜方法

#### (1) 特色選抜

学力検査の5教科の満点を250点満点、調査書の審査結果を250点満点とし、全体の満点を500点満点とする。

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、特色選抜合格者を決定する。

自己申告書は志願者を理解するための補助資料とする。また、障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

#### ① 特色選抜志願理由書

今までに挑戦してきた課題と、その成果について記入し、本校への志願動機及び入学後の希望、将来への抱負や目標、その実現のためにどのような高校生活を送りたいか等について記入する。

#### ② 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は総合的に評価し、点数化する。

#### ③ 学力検査

各教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））の満点を50点、合計250点満点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

1. 日 時 令和7年3月5日（水）午前9時～午後3時10分

2. 会 場 本校

3. 受 付 午前8時15分～午前8時30分（受付場所は本校舎昇降口）

4. 集 合 午前8時30分（本校学力検査室）

5. 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

## 6. 持参物

受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### ④ 特色面接

個人面接を実施し、段階評価する。特色選抜と一般選抜を併願する者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

1. 日 時 令和7年3月6日（木）午前9時30分～

2. 会 場 本校

3. 受 付 午前9時00分～午前9時15分（受付場所は本校舎昇降口）

4. 集 合 午前9時15分（本校面接控室）

### （2）一般選抜

学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して合格者を決定する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に併願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

自己申告書は志願者を理解するための補助資料とする。また、障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

#### ① 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は総合的に評価し、点数化する。

#### ② 学力検査

各教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））の満点を50点、合計250点満点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。上記「（1）特色選抜 ③ 学力検査」を参照すること。

#### ③ 一般面接

集団面接を実施し、段階評価する。特色選抜と一般選抜を併願する者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

1. 日 時 令和7年3月6日（木）午前9時30分～

2. 会 場 本校

3. 受 付 午前9時00分～午前9時15分（受付場所は本校舎昇降口）

4. 集 合 午前9時15分（本校面接控室）

## 2 追検査等

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

### （1）追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

## (2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

## (3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通14号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 追検査等の受験を認めた者に対して、本校校長から追検査等受験許可証（様式共通15号）を交付する。

## (4) 追検査等の実施

- ① 学力検査

各教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））の満点を50点、合計250点満点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

1. 日 時 令和7年3月11日（火） 午前9時～午後2時45分

2. 会 場 本校

3. 日 程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

## (2) 面 接

特色面接として個人面接を、一般面接として集団面接を実施し、いずれも段階評価する。

特色選抜と一般選抜を併願する者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

1. 日 時 令和7年3月11日（火） 午後3時05分～

ただし、追検査等の受験者が多数の場合は、3月12日（水）に特色面接及び一般面接を実施する。詳細は、追検査等を受験する志願者に別途通知する。

2. 会 場 本校

## (3) 日 程

追検査等については、出願と受験の状況により、下表のA～Fのパターンがある。

下記のア、イ、ウに追検査等について、開始時間と終了時間の目安、各検査の順序を示す。なお、実際の受験者数により、終了時間が変更になる場合がある。

	特色選抜		一般選抜		追検査等 (3/11)
	学力検査(3/5)	特色面接(3/6)	学力検査(3/5)	一般面接(3/6)	
A	欠席	欠席			学力検査・特色面接
B			欠席	欠席	学力検査・一般面接
C	欠席	受験			学力検査
D			欠席	受験	学力検査
E	受験	欠席			特色面接
F			受験	欠席	一般面接

ア A、Bの場合、学力検査、特色面接または一般面接を受験する。

9:00

14:45 15:05

A	※福島県立高等学校入学者選抜実施 要綱により学力検査の追検査を実施	特 色 面 接	
B			一 般 面 接

受付 午前8時15分～午前8時30分 (受付場所は本校舎昇降口)

学力検査 午前9時～午後2時45分

面接 午後3時05分～

※ 特色選抜と一般選抜を併願する者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※ 早退等により検査等の一部を欠席した者の日程については、在学（出身）中学校を通して連絡する。

イ C、Dの場合、学力検査のみを受験する。

9:00

14:45

C	※福島県立高等学校入学者選抜実施 要綱により学力検査の追検査を実施	特 色 面 接	
D			一 般 面 接

受付 午前8時15分～午前8時30分 (受付場所は本校舎昇降口)

学力検査 午前9時～午後2時45分

ウ E、Fの場合、特色面接または一般面接のみを受験する。

15:05

E		特 色 面 接	
F			一 般 面 接

受付 午後2時30分～午後2時45分 (受付場所は本校舎昇降口)

面接 午後3時05分～

※ 特色選抜と一般選抜を併願する者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※ 早退等により検査等の一部を欠席した者の日程については、在学（出身）中学校を通して連絡する。

#### ④ 持参物

受験票、追検査等受験許可証、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 3 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者には、合格通知書（様式共通5号）を交付し、その他入学についての諸印刷物を配付するので、受験票を持参の上、午後2時までに来校し、受け取ること。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。  
提供日時 令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後2時まで  
提供場所 本校職員玄関
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 合否に関する電話等の照会には一切応じない。

### 4 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。  
なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
  - ① 追検査等の対象となる志願者  
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。  
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記「2 追検査等」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
  - ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）のとおりとする。
- (4) 入学検定料の免除  
激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合の入学検定料の免除については、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）を参照のこと。
- (5) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (6) この要項に記載のない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。